

令和 3 年

第 9 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和3年 第9回 **定例** 臨時委員会 議事録

| 委 員 会 日 程 | | 会 場 |
|-----------|------------------------------|-------------------------|
| 開会日時 | 令和3年6月28日 午前・ 後 2時50分 | 佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室 |
| 閉会日時 | 令和3年6月28日 午前・ 後 4時07分 | |
| 延会日時 | 令和 年 月 日 午前・後 時 分 | |

| 出席者 | 欠席委員 | 会議録署名委員 |
|------------|------|---------|
| 教育長 新発田 靖 | | 仲川 正道 |
| 1番委員 仲川 正道 | | 中村 友子 |
| 2番委員 中村 友子 | | |
| 3番委員 池 典比古 | | |
| 4番委員 瀧川 紀子 | | |

説 明 の た め 出 席 し た 職 員

| | |
|--|-------------------|
| 教育総務課 課長 坂田 和三 課長補佐 柳澤 正二 総務係長 飯田 誠 | 社会教育課 課長 市橋 秀紀 |
| 学校教育課 課長 森 和人 管理主事 福井 晴人 | |

| | |
|-----|-------------|
| 傍聴人 | 有・ 無 |
|-----|-------------|

| | |
|-----------------------|-------------|
| 報 告 の 要 旨 | 「議事の概要」のとおり |
|-----------------------|-------------|

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果

| |
|----|
| なし |
|----|

会議に付議した事件の題目

- 議案第 43 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定について
- 議案第 44 号 佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 45 号 学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について
- 議案第 46 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について

- 報告事項
- 1 学校情報について
 - 2 その他

次回会議開催日

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情

有・**無**

有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

【議事の概要】

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 長 | <p>◎本定例教育委員会は、午後2時50分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から令和3年第9回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、仲川委員と中村委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。 ・ 日程第2、議案第43号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総 務課長 | <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒の負傷などに対して医療費、障害の見舞金などの災害共済が支給される制度です。 ・ 共済掛金は、日本スポーツ振興センター法の規定により学校設置者の市と保護者が負担していて、保護者の負担割合は、日本スポーツ振興センター法の施行令に定める負担割合の範囲の中から決定し、徴収をさせていただいているものです。 ・ 義務教育諸学校では920円の掛金に対して、保護者の負担額10分の4から10分の6の額というひな形で、佐渡市では10分の5の460円の負担をお願いしています。要保護者は、掛金40円に対して10分の5の20円負担をお願いしています。 ・ 幼稚園では270円の掛金に対して、保護者の負担額が10分の6から10分の9の間の率10分の7.5程度から、円以下を切り捨てて負担をお願いしています。 ・ 佐渡市は生活保護受給の保護者から負担金を徴収していませんので、市が日本スポーツ振興センターに保護者負担分を負担して納付しています。保護者負担額を経済的な理由により負担している場合については、共済金が返還されるのですが、条例規則、要綱と根拠を明確に定めていることが要件となっていることから、要綱を制定させていただくものです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ センターの方から指示が出て、根拠を明確にということですが、説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今日のタイトルは要綱の制定についてですが、これまで要綱はなかったということでもいいですか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総 務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで要綱がなくて、先ほど申し上げた負担額というところを運用の中でやらせていただいていたという状況です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、今まで運用してきたことを文言として明確化したということですか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そうということです。県内の他の20市の状況を見ても、ほとんど整備され |

| | |
|------------|--|
| 務課長 | ていないという状況、佐渡市と同じ状況でして、この機会に合わせて要綱を制定させていただきたいというものです。 |
| ・ 仲川委員 | ・ 第3条に、保護者負担金を徴収しないと明言してあり、(1)に要保護者と書いてあります。別表は保護者負担金額20円と明示してあります。この整合性はどうなりますか。2ページ第3条と3ページ別表の要保護者の項目の保護者負担金額で徴収しないと書いてある一方で20円と書いてある。 |
| ・ 坂田教育総務課長 | ・ 徴収しないのですが、センターの方には一旦お納めする形になりますので、負担という形で一旦お納めして、それは後で返還いただけると。生活困窮の場合というところについては戻していただける。 |
| ・ 仲川委員 | ・ 整合性の点ではどうですか。徴収しないと書いてあるのに、一方では徴収すると書いてある。 |
| ・ 坂田教育総務課長 | ・ 基本的にこちらの方に負担額をしっかりと明確にしておくことで、その返還になる部分についても規定をして返還をしていただくという形になろうかと思っていますが。 |
| ・ 仲川委員 | ・ それも運用ですね、結局。 |
| ・ 坂田教育総務課長 | ・ そうです。いただかないで負担をして、後で生活困窮者の方の分を返していただくという形ですが。 |
| ・ 仲川委員 | ・ 運用を明確化した要綱を制定したにもかかわらず、今までどおりの文言化しない運用が残っていて、それが明確化されていないということになる。 |
| ・ 新発田教育長 | ・ 2条で別表のとおりと規定する。だが3条で負担しないというところなのですよね。 |
| ・ 仲川委員 | ・ 2条を同じ要綱の3条が否定しているということになるのです。 |
| ・ 飯田総務係長 | ・ 第2条の方で保護者の負担金が20円と規定されるということが一つありまして、その規定がないとスポーツ振興センターの方から還付金が入らないという条件があります。それにつきまして、第3条の方では要保護者であれば徴収しないことができるとの規定を設けて、これに基づいて佐渡市は保護者からは徴収しないということになります。一旦は徴収すると規定をしておいて、その同じ要綱の中で徴収しないという部分を明記することで振興センターからの還付金を受けられるという、そういった作りになっています。 |
| ・ 中村委員 | ・ この保護者負担金額の20円の部分が返ってくるということですか。 |
| ・ 坂田教育総務課長 | ・ 返ってくるのは、基本的に経済的理由によりということなんです。生活保護法に規定する要保護者というところは返ってくるということなんです。そうでないケースは、徴収をするということなんです。 |
| ・ 飯田総務係長 | ・ 還付金の額について説明いたします。佐渡市で保護者負担金を20円負担する形になりますが、スポーツ振興センターからは還付額が示されるのですが、令和2年度ですとそのうちの10円ということで、約半分程度が返還されています。 |
| ・ 坂田教育総務課長 | ・ すみません、再度整理させてください。ご説明できるようにしますので。申し訳ありません。 |
| ・ 新発田教育 | ・ この2種類の額については変わりなしということですが、この2条と3 |

| | |
|---|---|
| <p>長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 <p>・ 新発田教育 長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 <p>・ 新発田教育 長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 <p>・ 新発田教育 長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森学校教育 課長 | <p>条の整合性のことですよ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今までの運用は整理して文言にしたのに、まだ整理し切れていないところがあるということをやったのです。 ・ そのほか今の議案第 43 号についてよろしいでしょうか。 <p>質疑なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、この案についてはもうちょっと整理してということをお願いいたします。 ・ それでよろしいでしょうか。 <p>異議なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ では、この件についてはもう一度整理して再提出ということをお願いいたします。 ・ 日程第 3、議案第 44 号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度税制改正により、令和 2 年度分から給与所得控除、公的年金控除及び基礎控除が見直されました。基礎控除が一律 10 万円引き上げられた代わりに、給与所得控除、公的年金控除がそれぞれ一律 10 万円ずつ引き下げられることになりました。この改正により、高所得者以外は増税とはならないとしています。 ・ それに伴い、佐渡市教育委員会では準要保護者に対する就学援助等の地方単独事業において、税制改正で準要保護児童生徒の教育を受ける権利が妨げられることや負担増がないよう、令和 3 年度以降においても前年度における世帯の総所得算定の水準に基づいて判定することにしました。つきましては、令和 3 年度の認定基準について上記の方針に基づき佐渡市就学援助事業実施要綱第 3 条（2）のウに掲げる認定基準の対象者世帯の前年度の総所得において、給与所得または公的年金所得等の所得のいずれかがある者にあつては、1 人につき 10 万円（給与所得及び公的年金等所得の金額の合算額が 10 万円未満の場合は、当該合算額）を控除した額とすることで、税制改正による影響が及ばないように対応することとしています。 ・ ただいまの説明に関しまして質問等ありますでしょうか。 <p>趣旨として税制改正に伴う保護者の負担増とならないように、ということと理解しました。就学援助事業は、確か学校教育法に基づいて市町村がやるようになっている。国が実際の執行額の 2 分の 1 程度を国庫から補助することになっていたかと思います。私の理解が間違っているか、それ確かめたいのですが、どうでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前は、国の方で補助していたものですが、平成 17 年の権限移譲によって地方自治体独自で実施するということになっております。ですので、準要 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 長 ・ 仲川委員 ・ 山本学事係 主任 | |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山本学事係主任 | <p>保護の支援者というのは、生活保護に準ずるご家庭で生活に困窮している方ということですので、佐渡市の要綱では1.3倍以内のものということになっております。ですので、各自治体独自でこういった取決めをするということになっておりますので、全額佐渡市負担ということになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それは間違いないですか。 ・ はい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山本学事係主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、2分の1程度の国庫補助はもうなくなったんですか。 ・ それについては、要保護、生活保護支援者については2分の1というのはまだあります。準要保護については、市単独ということになります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山本学事係主任 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 数年前に資料をいただいたことがあります、そのとき佐渡市の義務教育の児童生徒については約25%が就学援助を受けているというデータがありました。今はどうなっていますでしょうか。 ・ 今手元にデータを持っていないんですが、後で確認しましてお知らせしたいと思います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 山本学事係主任 ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ できれば、こういうものを議決するときには裏づけのデータを示していただくとありがたい。当時、事務局に質問した時には、国の就学援助の基準はありませんという回答をいただきました。各市町村で独自に就学援助事業を定め独自の基準で事業を実施するということになっていました。佐渡市では約4人に1人、25%ぐらいの児童生徒がこの事業の恩恵を受けているということをそのとき初めて知りました。他の市町村も調べてみましたが、全国的な就学援助率というのは15%ぐらいでした。佐渡は約25%です。10%は大変な差です。これは、どういうことかということ、佐渡の住民の所得が可能性として低いということ、もう一つは佐渡の基準が緩やかであるということ。両方かもしれません。分析をしてもらえないかということもそのとき言った覚えがあります。こういうふうに教育や社会福祉に手厚いというのは大変いいことなのですが、財源には限りがあります。どこかを緩やかにすればどこかが大変きつくなるので、しっかり目配りしないといけない。その見積りもしっかりしておかないといけない。全国よりも10%実施率が高いというのをよく見て、どういうことなのか考えていただきたい。 ・ それともう一つ。そのときに新潟市を調べてみたら、新潟市は就学援助を4段階に分けておりました。佐渡は一率でやっているのです。新潟市では所得とか家族構成を4つに分類をして、100%援助する場合と75と50と25の場合がある。そうして一定程度の財源をできるだけ広く行き渡るようという配慮がなされている。こうやって改正をするのであればある程度調べて説明していただき議決したいと思っています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 山本学事係主任 ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。 ・ しっかり考えてください。 ・ その他質問等ありますでしょうか。 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 ・中村委員 ・新発田教育 長 ・森学校教育 課長 ・仲川委員 ・山本学事係 主任 ・新発田教育 長 ・山本学事係 主任 ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ この 1.3 倍は、変わらずそのままよろしいわけですね。それでは、これについてはデータがそろってから議決とするか、それとも、まずはこれで議決をしますか。いかがでしょうか、委員の皆さん。 ・ 私もこの事業を受けている、実際に使っている方がどのくらいなのかなど思っているの、そこは知りたいなと思います。よろしくお願いします。 ・ では、それらのデータをそろえた上でもう一度議決ということよろしいですか。 ・ 支給に当たって次の定例会の議決で間に合いますか。 ・ 1 か月待てるかどうかということ。事務執行が大丈夫かどうかということ。 ・ 7 月末には認定を決定しなければいけなくて、1 か月は待てない状況なのです。 ・ 臨時会が 7 月 19 日に予定しているので、そこで大丈夫ですか。 ・ 大丈夫です。 ・ それでは、そこでもう一度説明させていただいてよろしいでしょうか。 ・ 異議なし ・ では、この件については今お話ししましたように 19 日に改めてデータを示した上ということをお願いいたしたいと思います。 ・ 続きまして、議案第 45 号、議案第 46 号及び報告事項 1 は人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ それでは、議案第 45 号、議案第 46 号及び報告事項 1 については秘密会とすることといたします。 【秘密会】 ・ 議案第 45 号「学校薬剤師の委嘱に係る専決処理について」、森学校教育課長より説明した。 ・ 議案第 46 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」、坂田教育総務課長より説明した。 【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】 ・ 報告事項 1 「学校情報について」、福井管理主事から説明する。 【以上の報告については、質疑を経て終了する。】 |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・坂田教育総 務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどの議案第 43 号について、坂田課長より説明をお願いします。 ・ 先ほど説明が悪くて大変申し訳ありませんでした。 ・ 議案の 2 ページ、3 ページ、仲川委員の方からご質問いただいたところ です。まず、作り込みとしましては、第 2 条で先ほど申し上げましたように、 今回返還等々の対象になるものについては条例、規則、要綱等で根拠を明確 にしなさいということですので、それについて別表の 2 で負担額の方をしっ かり決めさせていただいて、まず、根拠の方、負担金額を明らかにしておく ということです。その後、3 条でお話りましたが、規定に関わらずという ことですが、例外的な取扱いとして、実際に徴収の方は生活困窮の方につい ては徴収をしないという形の減免といたしますか、措置を設けさせていただ いたというのが、この要綱の作り込みでございました。実態の方を基本的 には落とし込んでいけたのかなとは思っているところですが、ご意見等々いた だければまた検討させていただきたいと思います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 条と 3 条の整合ということですから、2 条でこういう規定の中でつく り込んだのを示して、しかし 3 条については免除するという、この 2 条はど うしても必要だということで、上げるようにセンターからの指示もあるとい うことで、こういう形になっているということですが、いかがでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・池委員 ・坂田教育総 務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ よく分らないのですが、これは、佐渡市が改めて明らかにするために作 ったのですよね。 ・ はい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・池委員 ・坂田教育総 務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他のところもやはりこの段階でそれにあわせて作るというのがあるので しょうね。当然他も作っているので、佐渡市も一緒に作ったんじゃないかと思 うのですが、そこもやはりこの 2 条の落とし込みがあったと思います。他 の整合性というのはどんなものですか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・坂田教育総 務課長 ・池委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今のところ私も確認した中では、同じように新発田、魚沼、胎内とい うところがそれぞれ負担金を明確にしましょうということで、この段階で動 きが見えているところはその 3 市と一緒に動いているものです。 ・ この形だということですか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・飯田総務係 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 条、3 条の形になっているかどうかということですね。 ・ 先ほど課長の方が申しました新発田市、魚沼市、胎内市なのですが、佐 渡市と同様に要保護者の部分も 20 円ということで規定されています。そし て、佐渡市と同様に、その次の条文で徴収しない場合にも要保護者という規 定があります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・池委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 条、3 条の順のつくりでその整合性を保とうとしているということな のでしょうか。 ・ 多分その 3 市だけじゃなくて、やっぱり同じ形で明確にせよというこ で 2 条が出て、そして 3 条を落とし込んだと思うので、それで全体で動くの |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <p>であればそれでいいかなと私は思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やはり心配だ。金のことですので、集めていないのに集めたとして支払い、全額戻ってくる場合はいい。しかし先ほどの話の中で半額だけ戻ってきたというケースがあったんですね。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。請求して、納める分を戻してもらおうと。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、本来 20 円のところ 10 円しか戻ってこないわけなので、要保護者から 10 円徴収しなければならないのではないですか。理屈としてはそうなる。その金は一体どうなるのか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そうしましたら、今つくり込みの方はお話ししましたが、他市のところも含めて、今言われたところも含めて確認をさせていただいて、改めて臨時会のタイミングでまたご説明できるように、準備の方させてください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し訳ないのだが、金のことを間違えると大変なのです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。では、次回に改めて提案させていただくように準備させていただきます。申し訳ありませんでした。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、報告事項 2 番、その他で事務局から何かありますでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆様のお手元に社会教育活動 7 月の予定表を配らせてもらいました。社会教育課としては 10 の公民館、そして図書館、博物館、ジオパーク等があります。社会教育委員さんにもっと社会教育を見てもらいたいと、昨年から配っていたのですが、今月から教育委員さんにも配らせてもらいたいと思います。各地域の事業など興味があることがあれば、こういう活動しているということを見ていただきたいと思ひまして、今回からこれを教育委員会ごとに配らせてもらいたいということです。内容については、またいろいろあると思ひますし、各地区公民館の事業が様々まばらにどこもありますので、私はその統一感をもって新規事業もしっかり考えていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今の件についてよろしいでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひします。我々には情報が入ってこなくて、例えば県展の案内さえいただけていない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し訳ありません。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞にありましたので行きましたが、できるだけ教えていただけるとありがたい。 ・ 1 点追加しますが、成人式の開催可否の情報さえ入って来ていません。大きな行事については早めに教えていただきたいと思ひます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 我々社会教育委員さんがいるものですから、教育委員さんに対してのアプローチというものが今までしっかりとできていなかったかなと私が 4 月初めに来て感じたところです。いろいろな情報が遅れていて申し訳ありません。 |

| | |
|---|--|
| <p>・新発田教育 長</p> <p>・市橋社会教 育課長</p> <p>・瀧川委員</p> <p>・市橋社会教 育課長</p> <p>・瀧川委員</p> | <p>ん。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人式につきましては、昨年は中止になって今年8月15日に行う予定です。何とかやっていきたいという状況ではありますが、8月15日の午前中にR2年度の対象者の方、午後からR3年度の対象者の方としてやっていきたいと考えています。受付等いろいろな密があるというところで、今回は外で受付をするとか、雨の関係もありますが、なるべく密を避けていきたい。そして、時間を短縮したいということで、来賓等はなるべく少なくしていきたいと考えています。 ・ 島外から来る子どもたちには、今は新潟県外として考えておりますが、PCR検査をして、8月15日に対して1週間以内のPCR検査と2週間の熱を測る、体調観察をしてもらって参加していただきたいと考えています。PCR検査をして参加してくれた方には佐渡へ来たときに、5,000円分の商品券をその子たちに配りたいということで、PCR検査は必須として考えています。今の状況で島外でも新潟県内の子どもたちにはさせてはいたませんが、8月の間近になった状況を見て、今はまだ東京の方は増えているという状況で、今新潟県下はどこの市町村も成人式にはびりびりしておりますが、我々としてはそういう形で進めていきたい。 ・ 成人式の中身は、ちょうどパラリンピックの採火式、火起こしで採火するのがあるので、R2年対象者とR3年対象者の子どもたちが見守る中、アトラクションは採火式をやって、このパラリンピックの佐渡から行く火はみんなで見守った火ですよという中身でやっていきたいと思っています。 ・ 併せて障害者の作品展をパラリンピックにちなんで成人式の日、15日から2週間ぐらい同時開催していきたいと今考えているところです。我々としては、何としてもでもやってあげたいと考えております。 ・ コロナの状況見ながら、天候もあるが、そういうところで進められるところは進めていきたいという説明ではありますが、また案内は後からですよ。 ・ 案内はもう出しています。 ・ 息子が対象者なので、案内をもらっていて、お聞きしたいと思いました。内容的に短縮されるのだろうと思いつつながら、開始時間は書いてあったのですが、大体どのくらいの時間なのかを知りたいです。また、障がい者の方が行ったときに対応してくれる方がいるのか、それともそういう場合、保護者とか誰かいた方がいいのか、その辺は申し込みするときに個々に連絡した方がいいのか、その辺も分からなかったのをお願いします。 ・ 時間は短くして1時間以内には終わりたいと思っております。 ・ 名簿は中学校の学齢簿を見ながらやっているのですが、我々の中で障害ある、ないというのは現状理解していなかったものから、今お話を聞きまして、どういう対応できるか検討させてください。 ・ 障害が重い方ですと支援学校のときの集まりに行ったりするのですが、今回6月は案内がなかったのでも、息子もこっちに行ってみようかなと思いま |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 | <p>した。全員一斉に同じものが流れた場合に、個々に対応した方がいいのか、誰か1人ついて、保護者なり見る人が一緒に入れる状況なのか、その辺がよく分かりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前にも成人式ということ私経験していますが、正直そういうことはなかったのですが、私たち今手落ちの部分があるか分かりませんが、参加として返してきた方にまた案内を出して、PCRとか時間とかを聞きます。まずは参加できますかと今聞いています。また案内を出しますので、それまでに私たちもどういうことができるかという対応を考えてみます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・備考欄が今後出る往復はがきのところにあると、何か心配事がある方はここに書けるかもしれません。対応できなければ付いてほしいと確認できます。受付すればやってもらえると思うと、みんなばらばらになっていて、それどころではないかもしれません。次回からで構わないので、備考欄が要ると思います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次案内出ているが、この後参加希望あればそこに詳しいまた案内が出るということでしょうか。また、委員の皆様にも後日案内が出るということで、よろしく願いいたします。 ・その他ありますでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・発言なし ・それでは、別件でその他ありますのでお願いします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・濱崎佐渡学センター長 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回6月2日に評議委員会、6月8日に理事会が開催されまして、理事の方々が代わりましたので、報告させていただきます。 ・役員名簿をご覧ください。理事長に今回有識者ということで元小学校校長、笹本芳廣様です。学校長以外にも今秋津の菅笠の技術伝承にも携わっているということで、その辺りも含めながら理事長にということです。 ・続きまして、深野まゆ子様です。この方は市のOBということもありますが、佐渡学センター次長、世界遺産推進課の課長でしたし、佐渡文化財団に関する検討会メンバーということもあります。 ・次に藪田亨様です。この方は片野尾歌舞伎の伝承の関係で子ども歌舞伎のご指導にも携わっていた部分もあります。 ・後藤唯様は伝統文化と環境福祉の専門学校、以前校長様が理事長ということで、専門学校との関わりは続けていきたいことでもありますので、副校長の後藤さんをお願いしたところ。この方は、文弥人形の双葉座で人形芝居の継承にも携わっているということです。また、栗山理恵様は佐渡観光交流機構、この関係も引き続き関係性が要ということですし、佐渡の観光交流機構の方をお願いしたところ、この方を推薦していただきまして、観光データの調査分析等、観光を担当しています。 ・理事5名全員が代わったというものです。 ・評議員は教育長が新発田教育長に代わりましたが、他の評議員も任期が来年6月までありますので、引き続き評議員は続けていくという形です。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局ですが、佐渡市派遣職員、事務局長として1名、今までの正規職員2名がいて、計3名でやっています。 ・ 続きまして、カラーのチラシを配付しましたが、文化財団では今年度は無形文化財の関係を進めていくということで、特に人形芝居の調査を行うとしています。人形芝居の上演を行うことで関係性が深くなり、調査に入りやすいこともありますので、この佐渡開発総合センターの3階リニューアルオープンに併せて人形芝居を開催して、今後深く調査に入りたいというものです。7月18日の日曜日に定員120名ということで、自由席ですが運営協力費をいただきます。皆さんよろしければ是非ともお願いしたいと思います。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今の報告につきまして何かご質問等ありますでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ どうもありがとうございました。期待しております。 ・ 理事長をはじめとする理事の方々の、中には専務理事、常勤の理事はいますか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 濱崎佐渡学センター長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専務理事、常務理事は今現在いらっしゃいません。今後の業務の内容によって、例えば常設展を設立して、例えば常設で金井能楽堂や施設を利用していきたい中で、もし理事として必要であれば専務理事なり常務理事を生かしながら進めたいとの考えがあります。今6月に理事になったばかりですので、この間で話し合いをしながら今後も進めていくという状況です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。 ・ 本部は、畑野行政サービスセンターの中ですか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 濱崎佐渡学センター長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今現在その状況です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ その他ありますでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発言なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第44号の佐渡市就学援助事業について少し説明を加えさせてもらいたいので、よろしいでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 森学校教育課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市で今どのぐらいの方が対象となっているかということで資料を用意させていただきました。 ・ 一番右側に書かれているのが全体のパーセントになります。平成25年度からの情報が入っておりますが、平成25年度当初に比べると少しずつ増えてきたのかなという感じがしますが、20%前後というところでここ数年続いているところです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほどは25%という説明もあったということだったんですが、これを見ますと12.28%からずっと増えてきていて20%前後という表です。今の件についてはよろしいでしょうか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 早速、データありがとうございました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決は43号と44号と併せて、もう一度諮らせていただきたいと思います |

| | |
|---|--|
| <p>長</p> <p>・ 森学校教育課長</p> <p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 柳澤教育総務課長補佐</p> <p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 柳澤教育総務課長補佐</p> <p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 新発田教育長</p> | <p>すので、お願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他について、説明願います。 ・ 前回の5月定例会の発言について訂正をお願いしたいと思います。 ・ 仲川委員からスクールバスの路線数の質問があつて、はっきり私の方で把握していなくて、約28だったと思いますという答え方をさせていただいたのですが、正式に24路線ということでした。申し訳ありませんでした。 ・ 訂正がありました、よろしくお願いいたします。 ・ その他の報告をお願いします。 ・ 本日、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書をお配りしました。また、明後日中に質問、質疑事項に関する添付ファイルをメールでお送りしますので、教育総務課の代表メールアドレスに質問、質疑等がございましたら表に入れて送り返していただきたいと思います。大変勝手ではありますが、提出期日を7月14日水曜日として、この期日までに返信の方をよろしくお願いしたいと思います。 ・ 令和2年度の事業に関わる評価を今表したということで、この後、各事業のページの最後にあるアクションを受けて、3年度の事業は今進みつつあるという状況で、また皆さんから読んでいただいてご指導いただければと思いますが、お願いいたします。 ・ この提出に関わつてのご質問等ありますでしょうか。形式的には、去年と変わった形にはなっているのでしょうか。 ・ 様式は、この間直した部分がございます。 ・ プランとドゥーのところを少し分かりやすい形でということで修正したということです。では、その意見の中で見させていただくということでよろしいでしょうか。 ・ 異議なし ・ それでは、日程第7、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。 <p>【次回の会議は、7月19日（月）に臨時会を開催したい旨を説明した。また、7月の定例会は、7月30日（金）に開催したい旨を説明した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で令和3年第9回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時07分終了</p> |
|---|--|